

「インターネット広告等を活用した子ども・若者への相談支援機関周知業務」 企画提案公募実施要領

1 趣旨

長引くコロナ禍と物価高騰などを背景に、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害などの生活を営むうえでの困難を抱える子ども・若者（15歳～39歳）の状況は、多様化・複雑化・深刻化が懸念されている。

そこで、子ども・若者に対して、相談支援機関を周知をすることで、子ども・若者への支援の強化を図るため、子ども・若者にとって身近な情報収集手段であるインターネット（SNSを含む。）等を通じて、適切な相談支援機関に繋げていくための企画提案を公募するものである。

2 企画提案に付する業務の名称

インターネット広告等を活用した子ども・若者への相談支援機関周知業務

3 企画提案に付する業務の内容

子ども・若者を対象とする、相談支援機関の周知を目的としたインターネット広告の素材制作及び広告配信業務。

なお、詳細は、インターネット広告等を活用した子ども・若者への相談支援機関周知業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 委託金額の上限額

6,600,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務委託の期間

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

6 受託者決定までのスケジュール

- (1) 募 集 の 開 始：令和4年7月4日（月）
- (2) 参加表明書（別紙様式）の提出期限：令和4年7月7日（木）
- (3) 質 問 書 の 提 出 期 限：令和4年7月8日（金）
- (4) 企 画 提 案 書 の 提 出 期 限：令和4年7月15日（金）正午
- (5) 審 査 の 結 果 通 知 及 び 契 約：7月中旬～下旬

7 応募資格要件

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 青森県内に本社または支社・営業所等のある事業者で、放送・広告代理等の業務を行っている事業者。
- (2) 「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿」の営業種目「W01」に登載されており、等級格付けがAであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県にお

- ける一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続を行っていないこと。
 - (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止処分を受けていないこと。
 - (6) 青森県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

8 参加表明書の提出

本事業に参加する意思がある者は、次のとおり参加表明書を作成し、提出すること。

- (1) 提出様式
別紙様式のとおり。
- (2) 提出期限
令和 4 年 7 月 7 日（木）
- (3) 提出先及び提出方法
「14 問合せ・企画提案書等提出先」へ、電子メール又は郵送により提出すること。

9 質問の受付

本事業に関し質問がある場合は、次に定めるところにより受け付ける。

なお、参加表明書を提出していない者からの質問は受け付けない。

- (1) 提出様式
任意とする。ただし、質問事項、担当者、連絡先（電話、メールアドレス）を記載すること。
- (2) 受付期限
令和 4 年 7 月 8 日（金）
- (3) 提出先及び提出方法
「14 問合せ・企画提案書等提出先」へ、電子メール又は郵送により提出すること。
- (4) 回答方法
参加表明書を提出した者にメールで 7 月 12 日（火）までに回答する。

10 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書を作成し、提出するものとする。ただし、A 4 サイズ（A 3 サイズのページは A 4 サイズに折り込むこと）、片面・カラー印刷、クリップ留めを基本とし、本事業名、企画提案者名、担当者を明記した表紙を付けたうえで、20 ページ以内（表紙を含めない）とすること。なお、期限を過ぎての提出は認めない。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書
 - ② 経費見積書
 - ③ 応募者の概要が分かる資料（会社案内等）
- (2) 企画提案書の内容
 - ① 広告配信業務全体の企画要旨
全体の企画要旨に加えて、本事業へ対する姿勢、理念を記載すること。
 - ② 業務実施体制、作業スケジュール
新規広告素材の作成よりも、広告の配信を優先したスケジュールとすること。新

規広告素材が完成するまでの間は、令和3年度「子ども・若者を地域で支える体制強化事業」で当課が作成した素材を用いて、広告の配信を行うこと。

③ 具体案

ア インターネット広告の媒体

- ・Twitter及びYoutubeは必ず使用すること
- ・その他の使用する広告媒体については、自主提案とし、併せて、媒体選定の理由を記載すること。

イ 今年度新しく作成する広告素材のデザインイメージ・サンプル等

- ・令和3年度に当課で行ったTwitter 広告の素材のデザインを参考として、別紙仕様書にある本事業の趣旨を象徴する素材（ビジュアル及び文章）について、サンプルを1つ示すこと。

なお、令和3年度の広告素材（静止画）は、下記リンク及び下記QRコード先のウェブページに掲載している。

(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/seishonen/kodomo-wakamono-shienkikan.html>)



ウ 配信結果報告書の作成方針・掲載項目

エ 上記の他、子ども・若者の興味関心を引き、周知効果をより一層高める工夫

オ その他企画提案を説明するのに必要な書類

(3) 提出部数

(1) の①、②については6部（正本1部、副本5部）、③は1部

(4) 提出期限

令和4年7月15日（金）正午まで（必着）

(5) 提出先

「14 問合せ・企画提案書等提出先」に同じ

(6) 提出方法

持参又は郵送とする。

(7) 留意事項

ア 企画は1者1案とする。

イ 提出された企画提案書は返却しない。

ウ 採用された企画案を原案とするが、協議の上、一部を変更することができるものとする。

エ 企画提案書の作成及び提出等に要した経費は、すべて提案者の負担とする。

11 審査方法及び結果通知

審査は提出期限後、「12 審査基準」により、書面で行う。

なお、企画提案書の内容について、適宜、補足説明を求める場合がある。

企画提案書の審査結果については、書面審査終了後、速やかに文書で通知する。なお、審査に関する質問等は受け付けない。

12 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

企画内容	企画が事業の趣旨に沿っているか。 令和3年度の広告素材のコンセプトを損なわず、統一感があるか。 子ども・若者に対し、効果的に訴求するものとなっているか。
工程	業務の円滑な執行が期待できる作業スケジュールか。 委託契約後、速やかな広告配信が可能か。
実施体制	事業の実施体制が無理なく確保されているか。
経費	経費見積が適正で、提案内容に対して極端に不自然な点はないか。

13 契約

委託候補者として選定された者と事業の細目について協議の上、改めて見積書の提出を受けて委託契約を締結する。

14 問合せ・企画提案書等提出先

青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課 青少年グループ 山内

住所：〒030-8570 青森市長島1-1-1

電話：017-734-9224（直通） Fax：017-734-8050

メール：seishonen@pref.aomori.lg.jp